

大分県報

令和二年
号外（八五）
十月二十六日

（月曜日）

目次

選挙管理委員会告示

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和二年十二月六日執行予定の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和二年十月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和二年十二月六日執行予定の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和二年十月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和二年十一月二十六日。ただし、年齢要件については、同年十二月六日とする。

二 登録を行う日

令和二年十一月二十六日

令和二年十月二十六日

大分県報号外（選管委告示）